

# 法と経済学会・通常総会

日時：2019年7月14日（日）12:50～13:20

場所：駒澤大学深沢キャンパス 120周年アカデミーホール

## 次 第

### 1. 開 会

### 2. 議長選任

### 3. 審 議

第1号議案 2018年度事業報告

第2号議案 2018年度収支決算

### 4. 報 告

報告事項1 2019年度事業計画

報告事項2 2019年度収支予算

### 5. 事務連絡

### 6. 閉 会

## 資 料

資料1 第1号議案 2018年度事業報告

資料2 第2号議案 2018年度収支決算

資料3 報告事項1 2019年度事業計画

資料4 報告事項2 2019年度収支予算

### 3. 審 議

総会資料1

## 第 1 号議案 2018 年度事業報告

### 【2018 年度の活動】

法と経済学会は、2018 年度通常総会(2018 年 7 月 15 日、関西大学)において承認された事業計画に基づき、以下のような活動に取り組んできた。

#### 1. 通常総会の開催

通常総会を 2018 年 7 月 15 日(日) 関西大学千里山キャンパス 100 周年記念会館 2 階ホール 1 (大阪府吹田市) にて開催した。

(参加者 115 名 委任状含む)

#### 【審議及び報告事項】

第 1 号議案 2017 年度事業報告

第 2 号議案 2017 年度収支決算

第 3 号議案 2018・2019 年度役員を選任について

報告事項 1 2018 年度事業計画

報告事項 2 2018 年度収支予算

議長として、2017 年度会長細江守紀氏が選任され、第 1 号議案から第 2 号議案まで異議無く賛成多数で原案通り承認可決された。

#### 2. 全国大会等の開催

2018 年度(第 15 回)全国大会を 2018 年 7 月 14 日(土)～15 日(日)に、関西大学千里山キャンパスにて開催した。(延参加者 104 名)

(特別講演 1 題、シンポジウム 2 題、一般研究発表 12 題)

#### 3. 学術論文集『法と経済学研究(Law and Economics Review)』の査読

『法と経済学研究(Law and Economics Review)』への投稿論文の査読を進めた。

#### 4. 情報提供発信

学術論文集『法と経済学研究(Law and Economics Review)14 巻 1 号』をオンラインジャーナルとして発刊した。

#### 5. 理事会等の開催

総務委員会、企画運営委員会、編集委員会及び教育・普及委員会の体制により、法と経済学に関する学術研究を推進した。

理事会等の開催状況は次のとおり。

2018 年 4 月 23 日(月)	総務委員会・企画運営委員会	東洋大学
2018 年 5 月 21 日(月)	総務委員会・企画運営委員会	政策研究大学院大学
2018 年 7 月 14 日(土)	理事会	関西大学
2018 年 7 月 14 日(土)	理事会	関西大学
2019 年 1 月 22 日(火)	総務委員会・企画運営委員会	東洋大学

#### 6. 会員状況(2019 年 3 月 31 日現在)

正会員数 460 名(内、一般:414 名, 学生:46 名)

(参考 2017 年度末正会員数 459 名(内、一般:408 名, 学生:51 名))

賛助会員数 3 社(3 口)

以 上

第2号議案 2018年度収支決算

自 2018年4月1日  
至 2019年3月31日  
(単位:円)

収入の部				
大科目	中科目	予算額	決算額	差異
会費収入	正会員会費収入	3,050,000	2,416,432	△ 633,568
	賛助会員会費収入	90,000	120,000	30,000
	会員外査読料等	20,000	0	△ 20,000
	小計	3,160,000	2,536,432	△ 623,568
寄付金収入	寄付金収入	10,000	10,000	0
雑収入	全国大会収入	50,000	206,500	156,500
	受取利息等	1,000	35	△ 965
	小計	51,000	206,535	155,535
当期収入合計 (a)		3,221,000	2,752,967	△ 468,033
前期繰越収支差額		1,955,857	1,955,857	0
収入合計 (b)		5,176,857	4,708,824	△ 468,033

支出の部				
大科目	中科目	予算額	決算額	差異
管理費	事務局委託費	1,764,000	1,764,000	0
	会議費	50,000	22,830	△ 27,170
	旅費交通費	60,000	132,656	72,656
	通信運搬費	40,000	44,756	4,756
	消耗品費	10,000	3,343	△ 6,657
	印刷費	10,000	0	△ 10,000
	支払手数料	80,000	76,247	△ 3,753
	小計	2,014,000	2,043,832	29,832
事業費	全国大会費	400,000	359,243	△ 40,757
	機関誌発行費	130,000	92,875	△ 37,125
	名簿発行費	0	0	0
	研究会費	50,000	0	△ 50,000
	諸謝金	50,000	91,836	41,836
	小計	630,000	543,954	△ 86,046
予備費	雑費(予備費)	50,000	0	△ 50,000
当期支出合計 (c)		2,694,000	2,587,786	△ 106,214

当期収支差額 (a)-(c)	527,000	165,181	—
次期繰越収支差額 (b)-(c)	2,482,857	2,121,038	—

## 貸借対照表

平成31年3月31日現在

(単位:円)

資産の部		負債・繰越の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	3,885,038	【流動負債】	1,764,000
普通預金	3,883,757	未払い金 *1	1,764,000
現金	1,281	預り金	0
【固定資産】	0	【固定負債】	0
		負債合計	1,764,000
		次期繰越金	2,121,038
		繰越資産合計	2,121,038
合計	3,885,038	合計	3,885,038

\*1: 未払い金＝事務局業務委託費(1,764,000円)

\*2: 現金1,281円は事務局金庫残金。平成31年4月1日口座に戻した(通帳コピー参照)。

From: Eiko Arata <eikoara@fbc.keio.ac.jp>  
To: 法と経済学会 事務局 <jimukyoku@jlea.jp>  
Date: Wed, 22 May 2019 14:01:53 +0900  
Subject: Re: 【重要】2018年度事業報告および収支決算案監査のお願い（5月24日正午まで）

\*\*\*\*\*

監査報告書

法と経済学会  
会長 神田 秀樹 殿

2019年5月22日

監事 荒田 映子

私は、法と経済学会の2018年4月1日から2019年3月31日までの2018事業年度の事業及び会計について監査を実施しました。

その結果につき、次のとおり報告します。

学会の事業については、法令及び当学会の年度計画、事業計画等に基づき、適正に運営されており、不正及び誤謬並びに違法行為の重大な事実は認められません。

事業報告書も当学会の事業運営の状況を正しく示していると認めます。また、決算報告書も財産及び損益(正味財産増減)の状況をすべての重要な点において正しく示しているものと認めます。

以上

From: Hiroko Inokuma <h.inokuma@cc.musashi.ac.jp>  
To: 法と経済学会 事務局 <jimukyoku@jlea.jp>  
Date: Thu, 23 May 2019 19:04:43 +0900  
Subject: Re: 【重要】2018年度事業報告および収支決算案監査のお願い（5月24日正午まで）

\*\*\*\*\*

監査報告書

法と経済学会  
会長 神田 秀樹 殿

2019年5月23日

監事 猪熊 浩子

私は、法と経済学会の2018年4月1日から2019年3月31日までの2018事業年度の事業及び会計について監査を実施しました。

その結果につき、次のとおり報告します。

学会の事業については、法令及び当学会の年度計画、事業計画等に基づき、適正に運営されており、不正及び誤謬並びに違法行為の重大な事実は認められません。

事業報告書も当学会の事業運営の状況を正しく示していると認めます。また、決算報告書も財産及び損益(正味財産増減)の状況をすべての重要な点において正しく示しているものと認めます。

以上

## 4. 報 告

総会資料3

### 2019年度 法と経済学会 事業計画

#### 1. 全国大会、シンポジウム等の開催

会員相互の交流のため、2019年7月に全国大会を開催するほか、適宜、シンポジウム、セミナー（法と経済学勉強会）等を開催する。

#### 2. 機関誌の刊行

電子メディアの活用を図りつつ、学会誌「法と経済学会誌(ニューズレター)」を定期的に刊行する。  
なお、会員のニーズを踏まえて、必要な場合には印刷発行を行う。

#### 3. 法と経済学に関する学術研究の推進

学術論文の投稿・審査制度を運用し、機関誌「法と経済学研究 (Law and Economics Review)」に掲載するほか、研究会の設置等により、法と経済学に関する学術研究を推進する。

総会資料4

### 2019年度 法と経済学会 収支予算

自 2019年4月1日  
至 2020年3月31日

(単位:円)

収入の部				
大科目	中科目	2019年度予算額	前年度予算	増減
会費収入	正会員会費収入	3,050,000	3,050,000	0
	賛助会員会費収入	90,000	90,000	0
	会員外査読料等	20,000	20,000	0
	小計	3,160,000	3,160,000	0
寄付金収入	寄付金収入	10,000	10,000	0
雑収入	全国大会収入	50,000	50,000	0
	受取利息等	1,000	1,000	0
	小計	51,000	51,000	0
当期収入合計 (a)		3,221,000	3,221,000	0
前期繰越収支差額		2,121,038	1,955,857	165,181
収入合計 (b)		5,342,038	5,176,857	165,181

支出の部				
大科目	中科目	予算額	前年度予算	増減
管理費	事務局委託費	1,764,000	1,764,000	0
	会議費	50,000	50,000	0
	旅費交通費	5,000	60,000	△ 55,000
	通信運搬費	40,000	40,000	0
	消耗品費	10,000	10,000	0
	印刷費	10,000	10,000	0
	支払手数料	80,000	80,000	0
	小計	1,959,000	2,014,000	△ 55,000
事業費	全国大会費	400,000	400,000	0
	機関誌発行費	130,000	130,000	0
	名簿発行費	0	0	0
	研究会費	50,000	50,000	0
	諸謝金	50,000	50,000	0
	小計	630,000	630,000	0
予備費	雑費(予備費)	50,000	50,000	0
当期支出合計 (c)		2,639,000	2,694,000	△ 55,000

当期収支差額 (a)-(c)	582,000	527,000	-
次期繰越収支差額 (b)-(c)	2,703,038	2,482,857	-

## 【参考】

### 法と経済学会・会則（全文）

#### 第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、法と経済学会（Japan Law and Economics Association）という。

（事務局）

第2条 本会は、事務所を東京都に置く。

（支部）

第3条 本会は、理事会の議決を経て、必要な地に支部を置くことができる。

#### 第2章 目的及び事業

（目的）

第4条 本会は、法と経済学に関する研究及び研究者相互の協力を促進するとともに、外国の関連学会との連携を図ることを目的とする。

（事業）

第5条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究者の連絡及び協力促進
- (2) 研究会及び講演会の開催
- (3) 機関誌その他の図書の刊行
- (4) 研究の奨励及び研究業績の表彰
- (5) 関連学会との連絡提携
- (6) 法と経済学に関する国際的な交流
- (7) 法と経済学に関する教育
- (8) 前各号のほか、本会の目的を達成するため理事会が適当と認める事業

#### 第3章 会員

（会員の種別）

第6条 本会は、次に掲げる会員をもって構成する。

- (1) 正会員 本会の趣旨に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同して入会した本会の事業を賛助する個人又は法人その他の団体
- (3) 名誉会員 本会に特に功労のあった者で理事会の議決をもって推薦された個人

（入会）

第7条 会員になろうとする者は、正会員1名以上の紹介により入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、第29条の規則の定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。
- 3 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

（資格の変更）

第9条 会員の資格の変更は、入会の手続に準ずる。

（会員の権利）

第10条 会員は、本会が刊行する学会誌のその他刊行物の優先的配布を受けるほか、本会が主催する事業に参加することができる。

2 会長は、会員が会費を6か月以上滞納したときは、前項に定める会員の権利を停止することができる。

（会員の資格の喪失）

第11条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 会費を2年以上滞納したとき

（除名）

第12条 会長は、会員が本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたときは、理事会の議決を経て、当該会員を除名することができる。

#### 第4章 役員等

（役員）

第13条 本会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 20名以上40名以内、内1名を会長、1名を副会長とする。
- (4) 監事 2名

（役員を選任）

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。ただし、会長及び副会長は理事となる。

2 会長及び副会長は、第29条の規則の定めるところにより、正会員の中から選任する。

(役員の職務)

第15条 会長は、本会の業務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を組織して総会の権限にかかる事項以外の事項を決議し、執行するほか、常務理事若干名を互選し、これに常務の執行を委任することができる。

4 監事は、会計及び会務執行の状況を監査するほか、理事会に出席することができる。ただし議決に加わらない。

(役員の任期)

第16条 会長及び副会長の任期は2年とし、原則として、ともに再任を認めない。ただし、第29条の規則により、再任のための例外規定を設けることができる。

2 理事及び監事の任期は2年とし、再任されることができる。

3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

(役員の解任)

第17条 会長は、役員に本会の役員としてふさわしくない行為があったとき又は特別の事情があるときは、理事会の議決を経て、総会の議決に基づきこれを解任することができる。

(理事会)

第18条 理事会は決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事現在数の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。

2 理事会の決議は、この会則に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって行う。

3 議決権の行使は、他の出席理事に委任することができる。

4 前項による委任は出席とみなす。

(委員会)

第19条 本会は、会務の運営又は第5条各号に掲げる事業の遂行のために必要な委員会を設けることができる。

2 委員会の設置又は廃止は、理事会において決定する。

3 委員会の委員は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

(事務局)

第20条 本会に、会務を処理するため事務局を設ける。

## 第5章 総会

(構成)

第21条 総会は、第6条第1号の正会員をもって構成する。

(招集)

第22条 通常総会は、毎年1回会長が招集する。

2 会長は、理事会が必要と認めたとき又は正会員の5分の1以上から請求があったときは、臨時総会を招集しなければならない。

(議決事項)

第23条 総会では、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業報告及び収支決算に関する事項

(2) その他理事会が必要と認めた事項

(議決)

第24条 総会は、正会員現在数の5分の1以上が出席しなければ、開会することができない。

2 議決権の行使は、他の出席正会員に委任することができる。

3 前項による委任は出席とみなす。

## 第6章 会計

(経費の支弁)

第25条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金及びその他の収入をもって支弁する。

(会計年度)

第26条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第7章 雑則

(会則の変更)

第27条 この会則を変更しようとするときは、理事会及び総会においておのおの出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散)

第28条 本会を解散する場合は、理事会及び総会においておのおの出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

(規則)

第29条 この会則の施行に必要な規則は、理事会が定める。

附則 (略)